

高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関
設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において新型コロナウイルス患者等外来協力医療機関（以下「補助事業者」という。）とは、新型コロナウイルス等対策政府行動計画（平成25年6月策定）（平成25年6月7日閣議決定）及び高知県新型コロナウイルス等対策行動計画（平成25年12月策定）に基づき県が確保した新型コロナウイルス患者等の帰国者・接触者外来を提供する医療機関とする。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、新型コロナウイルス等発生時に帰国者・接触者外来を実施するに当たり待合室、診察室等における感染防止措置の設備整備等を実施するため、補助事業者があらかじめ必要な設備を整備する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助額の交付額の算定)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる基準額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。この場合において、HEPA フィルター付き空気清浄機又は HEPA フィルター付きパーティションの整備については、新型インフルエンザ発生までの間において機能点検を行う等、新型インフルエンザ等発生時に患者に対し即時に使用することができるよう補助事業者において適切に管理することとし、HEPA フィルター付き空気清浄機又は HEPA フィルター付きパーティションの機能を維持するため、平時より使用を認めるものとするが、実際に使用する際には、院内感染のための十分な措置が講じられるよう工夫して使用すること。
- (5) 帰国者・接触者外来の設置に当たっては、一般患者との接触を避けられるような配置を行うとともに、感染患者及び感染症を疑われるものが、一般患者との接触が避けられるような動線の確保及びそのために必要な案内表示を設けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (10) 補助金に係る補助金の交付と対象経費とを重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。

（補助金の変更交付の申請）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる重要な変更を行おうとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金交付決定額に対して 10 パーセントを超える補助金の減額及び全ての増額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に協議すること。）

（補助金の交付の決定の取消し）

第 9 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の実績報告書の様式は、別記第 3 号によるものとし、補助事業の完了の

日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、その金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(検査等)

第11条 県は、必要があると認められるときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第8号まで、第9条、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

1 基準額	2 対象経費
次により算出された額の合計額 (1) HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応も可能なものに限る。) 1 施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付きパーティション 205,000円×知事が必要であると認めた台数 (3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド） 3,600円×知事が必要であると認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要であると認めた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要であると認めた額	新型インフルエンザ患者外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費

別表第2（第6条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。